

委員会提出議案第5号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

令和6年9月30日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 総務生活常任委員長
渡 部 一 夫

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書（案）

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律上の規定（刑事訴訟法第四編「再審」）は、僅か 19 か条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、再審法（刑事訴訟法の再審規定）を速やかに改正するよう求める。

記

- 1 再審請求の求めに対し、証拠の全面開示を法整備すること。
- 2 再審決定に対する検察の不服申立て（上訴）がいたずらに行われることのないよう制限を加えること。
- 3 再審における手続の整備をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 6 年 9 月 3 0 日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

参議院議長 殿

衆議院議長 殿

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

法務大臣 様